

さいたま市自治基本条例検討委員会

第40回 会議の記録

日時	平成 23 年 11 月 9 日(水) 18:45~21:20
場所	さいたま市役所第2別館第1会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 12 名 内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／高橋 直郁／中田 了介／中津原 努／ 福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／遠藤 佳菜恵／富沢 賢治／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕 計 7 名 政策企画部参事兼企画調整課長 川島雅典／企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合 振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博 ／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 2 名 渡邊俊幸／谷口涼 〔傍聴者〕 計 12 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(配布資料確認)

- ・ 第36回委員会の資料1「最終報告(たたき台)修正案」、第37回委員会の資料2「最終報告(たたき台)に関する主な検討課題」を使用する。

2 議題

(1)自治基本条例について

○福島委員長

- ・ 引き続き自治基本条例の条文の検討を行う。本日は第10条の検討から行う。活発なご意見をいただきたい。
- ・ 第10条は議員の責務について規定している。第36回委員会の資料1を見ると修正案が3案出ている。議員の責務については議会基本条例第3条に規定があり、「市民全体の利益」

と「公正かつ誠実に」という要素が含まれている。自治基本条例では第11条（市長その他の執行機関の役割及び責務）に「法令等の遵守」があるので、整合性を含め整理している。

○事務局

- ・ 以前議論した際には、原案では第2項にある「市民全体の利益を考え」という要素を第1項に入れるべきという意見があったので、それを第1項に移動させた。その他は文言の順番の問題であり、第10条第1項について、3つの文案を並べてみて結論を出すということであった。

○福島委員長

- ・ 何か意見があればいただきたい。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、【修正案2】がわかりやすいという意見が多かった。

○中津原副委員長

- ・ 個人的には【修正案3】がよいと考える。一番当たり前のことから書き始め、順々に重要なことになっていっている。書いている内容としてはすべて同じである。

○堀越委員

- ・ 【修正案2】がよい。「法令を遵守する」と「公正かつ誠実に」はルールである。市民の利益を考えるのは目的である。【考え方・解説】では「市民全体の利益を勘案し」となっているが「～考え」と修正する必要がある。

○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台作成チームの委員は何か意見はあるか。

○中田委員

- ・ 意味は同じなのでこだわらないが、【修正案2】がわかりやすいように感じる。

○湯浅委員

- ・ ポイントは「前条に規定する議会の役割及び責務を果たすため」である。

○高橋委員

- ・ 【修正案2】がよい。「公正かつ誠実に」は各人の精神面の説明をしている。手続から精神論へという流れになっている。市民全体の利益を考え、公正かつ誠実に対応するためには、【修正案2】の書き方がよい。

○小野田委員

- ・ 【修正案2】に賛成である。【考え方・解説】で「勘案し」を修正したほうがよい。

○福島委員長

- ・ 【修正案2】への賛同が多いようだ。「法令等を遵守するとともに」という文言は他の自治基本条例では少ないのでポイントになっている。当たり前のことだが法令遵守を書き、市民全体のことを考え、公正かつ誠実に考える流れがよいという意見である。

○中津原副委員長

- ・ 一番の肝は「市民全体の利益」である。並び順の問題であるので問題ない。

○福島委員長

- ・ 【修正案2】とし、【考え方・解説】の「～勘案し」を「～考え」と修正する。
- ・ 続いて第15条（個人情報の保護）に関して、特に危機に備えるために、適法かつ公正な手段によって、目的を達成するために、個人情報を市民に市が提供することを第2項で書いて

いる。情報を受ける者に対し守秘義務を課すかは書かれていないので、そのことについても意見をいただきたい。

○事務局

- ・ 個人情報の外部提供に関しては、原案では本文には入っておらず、【考え方・解説】の二つ目の「○」だけにあったものを本文に書くということになったので第2項を追加している。しかし、最終報告たたき台作成チームでは、「公益上特に必要がある場合」に限られているとはいえ、個人情報が漏れていくことを読み手が不安に感じるものが考えられるため、明記するのであれば、より詳細かつ限定的に書いた方がよいという意見があった。

○中津原副委員長

- ・ この案でよい。問題は提供を受けた側の守秘義務である。例えば、災害時の避難に関し、災害時の要援護者等の名簿を自治会や自主防災組織に提供することを想定しているが、そのような団体が緊急時の避難以外に使わないようにすることを、あえて書き込む必要があるか。このことは個人情報保護条例には規定はないか。

○事務局

- ・ 個人情報保護条例第4条で市民の責務を規定しており、「市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。」と規定されている。

○福島委員長

- ・ 必ずしも書き込まなくても個人情報保護条例で書かれている。しかし、自治基本条例だけを読んだ人が危険な条文であると感じるか。明記しないとしても、【考え方・解説】にはその趣旨を書くべきか。

○堀越委員

- ・ 第2項の趣旨は意見交換会でも出されていたのでこの内容は書いた方がよいが、自分の個人情報を取り扱われることには個人的には危惧を感じる。【考え方・解説】で書ければよい。

○福島委員長

- ・ 新しい項は設けないということか。他に意見はないか。最終報告たたき台作成チームでは意見はなかったか。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、この点については全体会で意見を聞くことにしていた。

○福島委員長

- ・ 修正案のままとし、【考え方・解説】で個人情報保護条例の規定の趣旨を書くこととする。
- ・ 第2項はよいか。

○中田委員

- ・ 「その他公益上」の「その他」は何を指すか。

○事務局

- ・ あくまで「公益上特に必要がある場合」に限るものであり、例示として「安全及び安心を守るため」があると考えればよい。

○中田委員

- ・ 「公益上特に必要がある場合」なのは理解できるが、「その他」は他に何があるか。

○福島委員長

- ・ 市民生活の安全及び安心を守ることに限らず、その他公益上特に必要があることである。

○中津原副委員長

- ・ 安全及び安心を守ることは公益上特に必要なことの一つである。例示である。「～守ることなど公益上特に～」としても同じである。

○染谷委員

- ・ 「その他の～」ではないのか。

○福島委員長

- ・ 【考え方・解説】で明記するとすれば、どのようなことを書けばよいか。このような書き方はよくある。

○中津原副委員長

- ・ 句点をつけないのが普通である。日常語で書けば「～守るためなど」ということである。

○事務局

- ・ 委員会の報告を受けた後、市で議案を作成する際には法制課に文言のチェックをしてもらうことになる。文章の中に「～対応など」と、すでに「など」が書かれている。

○中津原副委員長

- ・ 文章の問題より、安心と安全を守ること以外のケースがあるのか。あるとすればどのようなことなのか。あったとしても、その事態が発生しなければわからないのか。他のことを全く想定していないのであれば書かなくてもよい。安全と安心を守るためだけに書くのであれば書く必要はない。

○福島委員長

- ・ 原案の【考え方・解説】ではなかった。削った方がわかりやすいか。

○中津原副委員長

- ・ その場合「安全及び安心」を守る目的以外には使えない。

○福島委員長

- ・ 個人情報保護は重要なことなので曖昧さを残さないことも考えられる。その他の公益的な活動があるのであれば、「その他」を残しておいた方がよい。

○内田委員

- ・ 「安全及び安心」の中にすべての事柄が含まれるのではない。「その他公益上」ということが安全と安心の中にある。そうであれば、「その他公益上」は不要である。安全と安心のためだけでしかそのようなことがないのではないか。

○堀越委員

- ・ 「公益上」がどのような意味から付けられているのか。例えば、何日も雨戸が開いていない家庭についての情報を知らなければ生命を助けられないが、これは一人の問題である。公益ではなく一人であっても、安全と安心のために情報が必要な場合がある。「～守るため、特に必要がある場合は～」とするのはどうか。

○福島委員長

- ・ 「その他公益上」を削った方がわかりやすいと考えられる。「その他公益性」があいまいな書き方なので、その感じを払拭するために、「守るため、特に必要がある場合は～」と修正する。

- ・ 続いて第16条（市民参加の推進）についての議論を行いたい。ここは見出しとの関係にもなる。第16条第1項は「市は」が主語となっている義務規定だったが、市民を主語とすることが提案されている。

○中津原副委員長

- ・ 第1項で「市民は」を主語として市民参加ができることを書き、それを受けて、第2項で市がそのための環境を整えるような順序とするのはどうか。
- ・ 「市は」が自治基本条例の中で多く、「市民は」を主語とする条文を可能な限り入れたいという思いから提案している。

○事務局

- ・ ここは代替案を作成し見比べるということであった。

○福島委員長

- ・ 何か意見はあるか。他市の条文を見ると、「市民は」としている事例はあまりなく、市を規定する書き方が多い。以前の案はそのような趣旨であった。

○堀越委員

- ・ 修正案に賛成である。自治基本条例は市民、議会、行政が共に進めることを書いているが、参加が遅れているのは市民である。市民に参加に呼び掛けるためには、修正案の書き方がよい。

○渡邊委員

- ・ 見出しの「（市政への市民の参加）」は修正案に参加だが、市全体のことを考えて自分の意見を言うことが大切である。今の書き方では自らの意見を言うために見えてしまう。意見はばらばらなので、この書き方では声の大きな人が勝ってしまう。「市民は」を主語とすることはよいが、「自らの意見を市政に反映させるため」という書き方を工夫しなければ誤解が生じうる。

○内田委員

- ・ 「自らの意見を」を削ればよい。

○中田委員

- ・ それでは意味がわからなくなる。「自らの意見」は一人称に感じ取られうる。「自らの意見」と「市への意見」とは違う。

○渡邊委員

- ・ 趣旨はわかるが、このような書き方では誤解が生じる可能性がある。

○内田委員

- ・ 市民には多様な意見があるので、市政に反映されない意見もある。「自らの意見」は集約されていない。

○中津原副委員長

- ・ 「市民の意見を市政に反映するため」としてもよいが、「市民は、市民の」となる。「自ら」は一人称ではなく市民トータルという意味である。

○堀越委員

- ・ 「市民は、市政に市民の意見を～」とすればよい。「市民というもの」という集合体を指している。

○福島委員長

- ・ 「市民は」を主語とすることでよいか。「市民は、市政に市民の意見を反映させるため～」と修正する。

○湯浅委員

- ・ 法令用語として、「政策の形成」という言葉は問題ないか。

○福島委員長

- ・ 問題ないが、「策定」の方がよいか。

○中津原副委員長

- ・ 策定では限られる。「形成」の方が一般的で幅広い。

○福島委員長

- ・ 「形成過程」ではあらかじめ市民の意見を聴取するイメージが含まれる。策定でもそのようなことを含むが、狭義の「策定」と広義の「策定」があり、意図しているものが異なるので、「形成」の方がよいと感じる。

○事務局

- ・ 議会基本条例では「政策の形成」としている。

○中津原副委員長

- ・ このたたき台の第5条でも使っている。

○福島委員長

- ・ 議会基本条例第4条で「政策の形成」としているので、その書き方にあわせている。

○堀越委員

- ・ 【考え方・解説】に関して、意見交換会で、「参加促進の方策として、行政が出向いていき参加が可能となることを考えてほしい」「これまで参加してこなかった市民が市政に参加できるように配慮してほしい」「多様な市民の参加を保障するために多様な参加の形がほしい」という意見があった。第2項で「誰もが容易に」と書かれ、【考え方・解説】でも書かれているが、「参加しにくい市民」が参加しやすいように書いてほしい。身体的、精神的、時間的、経済的に参加しづらい人がいるが、そのような人が参加しやすいようなニュアンスを込めてほしい。「市政に参加しにくい市民も含めて」を入れてほしい。

○福島委員長

- ・ 【考え方・解説】に「市政に参加しにくい市民も含めて」というニュアンスを含めるという意見である。

○堀越委員

- ・ 例えば、審議会は昼間の開催が多いので、働いている人は参加できない。例示をすると足りない部分が増えていく。

○渡邊委員

- ・ 「～しにくい」のような書き方をあえて避けてきた。「参加しにくい市民」はわからないわけではないので、否定的ではない書き方はないか。

○中津原副委員長

- ・ きれいごとだけでは済まない。

○渡邊委員

- ・ 「市政に参加しやすいような工夫が重要です」にその想いは込めたつもりである。これでは足りないということか。

○堀越委員

- ・ 現実的なことを考えると入れておいた方がよいように感じる。

○中田委員

- ・ 「参加しにくい市民」をイメージできるか。

○小野田委員

- ・ 「参加しにくい市民」の解釈が難しい。「あらゆる立場の人が」といった意味合いの方が前向きである。

○中津原副委員長

- ・ それは条文の「誰もが容易に」と同じである。

○内田委員

- ・ 「誰もが容易に」では弱いということである。

○小野田委員

- ・ 対象とされている人が明確に言及されていないということである。

○中津原副委員長

- ・ ポジティブに書こうとするときれいごとすぎるように感じる。
- ・ 【考え方・解説】の部分なので例示でもよい。

○福島委員長

- ・ 話を聴くとイメージしやすい。堀越委員の述べたこと等の事例を加え、「市政に参加しにくい市民も含めて～」ということを入れるか。意見交換会からも意見が出ているので、そのようなことを可能であれば例示したい。

○堀越委員

- ・ 何か案を考える。

○福島委員長

- ・ 見出しは「（市政への市民の参加）」でよいか。「（市民参加の推進）」は市が整備するイメージで、「（市政への市民の参加）」とすると市民が参加していくイメージである。

○染谷委員

- ・ 第1項の条文の主語を「市民は」とするのであれば、見出しも「（市政への市民の参加）」の方がよい。

○中津原副委員長

- ・ 第17条は「（協働の推進）」となっているが、協働は両者が行うのでそのままでよい。

○堀越委員

- ・ 「参加」ではとどまった状態をイメージするので、「市政への市民参加の推進」と動きを見せるのはどうか。「市民参加の推進」はおかしいか。

○中津原副委員長

- ・ 行政が行うことのように読める。

○中田委員

- ・ 必ずしも行政の行為とは読めないのではないか。個人的には中立的に読める。

○中津原副委員長

- ・ 例えば「推進」と「促進」でニュアンスが異なる。「促進」であれば行政の行為だが、「推進」では一緒に推進するとも言えるか。

○福島委員長

- ・ 「（市民参加の推進）」でも悪くないという中田委員の意見であるので、それでもよいように感じる。

○中津原副委員長

- ・ どちらでもよい。こだわらない。

○福島委員長

- ・ 見出しに関しては「（市民参加の推進）」とする。
- ・ 続いて第19条（住民投票）について議論したい。いくつか論点が残されている。
- ・ 住民投票に関しては、投票権者を「住民」に限ることとし、未成年者や外国人を含めるかどうかについて、また、検討課題になっているが「常設型」「非常設型」のいずれかにするかについて、賛否様々な意見を踏まえて専門的な見地から時間をかけて別の場で検討してもらいたいという趣旨で、自治基本条例に明記しないこととしている。
- ・ 「市民」の定義には、住民以外の人・団体を含めている。賛否様々な意見が出ているが、それらを踏まえて委員会の議論を整理すると、市政に関する意思決定は二元代表制のもとで行うことが基本であるとする一方で、市に意見を言うこと等による市政への参加や、まちづくりなどは、より多くの人に関わってもらうことを重視し、広く「市民」を対象としている。
- ・ しかし、「住民投票」は、重要な案件に関わるものであり、市の意志決定や将来に重要な影響を与えるものであるといえる。また、実施に係るコストや事務手続きを考えると、住民以外の者を投票権者とすることは難しい。そのため、住民投票の規定は「市民」ではなく「住民」を対象としている。
- ・ 昨年11月にこの委員会で市長と意見交換を行った際は、「住民投票の投票権者については、対象を20歳以上とし、外国人には投票権を与えるべきではないと考えている。現状でも地方の政治が国の政治にリンクしているので、慎重であるべきと考えている」という意見が市長からあった。
- ・ 他にも市民から寄せられた意見があるので事務局で整理してほしい。

○事務局

- ・ 住民投票に関しては多くの意見が寄せられている。検討委員会の検討も最終段階に入っているので、寄せられた意見を整理して説明したい。
- ・ 昨年度前半の市長タウンミーティング、メールや意見交換会等で、多くの意見が寄せられた。住民投票については明確に位置付けるべきという意見がある一方で、間接民主制が基本であるという意見もあった。
- ・ 投票権者については外国人や未成年者には資格を与えず、あくまで公職選挙法に準ずるべきという意見も多くあったが、それとは反対の意見もあった。
- ・ 「別に定める住民投票条例」について、常設か非常設かに関しては専門的な見地からの検討が必要なので、この委員会の報告書では明記せず今後の課題とするというように議論が進んでいるため、資料ではこの点については特に明記していない。常設型が望ましいという意見もあるが、実施について議会や行政で議論されないことや、外国人参政権反対の観点から常設型には反対という意見が多く寄せられた。
- ・ 今年4月に行った不特定の1,000人を対象としたアンケートで「市政に係る重要案件に関し、住民の意見を聴いて、議会や市長が判断する際に参考とするための住民投票について、

どのように思いますか」と質問したところ、33.3%「は実施するべき」、41.9%が「どちらかといえば実施するべき」と回答し、5.9%は「どちらかといえば実施するべきではない」、2.2%は「実施するべきではない」と回答している。賛成の理由としては「市民意見の反映」や「間接民主制の補完」といった意見が多くあった。賛否両方に「外国人や未成年を投票権者とするべきでない」という意見や「間接民主制が基本である」、「コストがかかる」といった意見があった。

- ・ 関連して、「市民」の定義についても多くの意見が寄せられている。「あまり排他的にならず、外国人もこれから一緒に生きていくんだという視点で考えてほしい」、「外国人から学ぶことも多いはず、差別や不公平を許さないまちであってほしい」、「住民、地域企業、NPOなども含め、大きな意味で市民だと思うが、公共の担い手としてどのような役割と責任を担うのかがポイントとなる」といった意見も寄せられた。その一方で、「住民が中心・重要」、「通勤通学者、法人その他の団体を自治に参加する主体としては認めるべきではない」という意見もあった。最近でも「さいたま市に住み、働き、学ぶ人は一人の市民でしかないのに、他市に住みさいたま市で働き、学ぶ者は他市の市民であると同時にさいたま市の市民ともなる。広域的な課題がある時には2つの市に意見ができるため、二人の意見として取り扱われてしまう」、「住民投票に関して、他の市では公職選挙法に準じて進めるように方針を変更した事例もある」といった意見が寄せられた。
- ・ アンケートでは、「暮らしやすいまちづくりや市の発展のためには、有権者の市政への参加はもちろんのこと、同時に、より多くの方々（市内在住の未成年者・外国人、市内への通勤、通学者、市内で活動する事業者、市民活動団体など）の市政への参加も大切であるという考え方について、どのように思いますか」と質問したところ、23.1%が「そう思う」、52.1%が「どちらかといえばそう思う」と、肯定的に捉えている人が75%近くいた。逆に、5.9%が「どちらかといえばそう思わない」、4.8%が「そう思わない」と回答している。

○中津原副委員長

- ・ それは住民投票の話ではない。住民投票については「住民」に限っている。

○事務局

- ・ 関連もあると思い、住民投票についての検討の参考として紹介した。

○福島委員長

- ・ 賛否両論あるが、これまで多くの意見を聴き議論をしてきた結果、二元代表制を基本とするがそれを補完する制度として住民投票を書いている。住民投票は将来の市のあり方に影響を与えるような重要案件が対象になるという考え方から、このような案に落ち着いている。資料の修正案の趣旨は何か。

○事務局

- ・ 市長と議会だけで住民投票の実施を決めるのではなく、住民の意向を踏まえて実施してほしいという意見があったので、修正案では第1項に「住民の意向を踏まえ」を追記している。また、別に定める住民投票条例に関して、原案では「案件ごとに」とし、「非常設型」を明記していたが、専門的に検討した方がよいという意見であったので、削った。技術的に可能であれば削り、不可能であれば「非常設型」とすることになっていた。

○福島委員長

- ・ 原案では「非常設型」であるが、この部分を削ることにより、常設型・非常設型を決めないことになる。理由としては、より専門的な議論が必要なため、自治基本条例の検討委員会では判断しかねるためである。
- ・ 何か意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 第37回委員会の資料2によると、茅ヶ崎市にもそのような事例があるということか。

○事務局

- ・ 技術的に可能かを法制課に確認したところ、技術的には可能だが、決められないことを書くことが適切かどうか、そこが問題ではないかという意見だった。茅ヶ崎市自治基本条例の逐条解説を見ると常設か非常設を規定していないことが分かる。

○福島委員長

- ・ これまでの議論によれば、技術的には可能ということなので、茅ヶ崎市のように常設型・非常設型を明記しないということになる。

○内田委員

- ・ 住民投票の権利を確認するということである。

○福島委員長

- ・ 「住民の意向を踏まえ」ということはよいか。

○内田委員

- ・ そのことが最も重要である。

○福島委員長

- ・ それでは、修正案のとおり追記することとする。

○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】は非常設型を前提として書かれているので、修正が必要である。

○福島委員長

- ・ 茅ヶ崎市自治基本条例の逐条解説を参考にしながら作成したい。

○中津原副委員長

- ・ 第3項の「尊重しなければなりません」は誤解が生じる恐れがあるので、そのことは【考え方・解説】で書いた方がよい。住民投票で「白」と決めたことは「白」でなくてはならないと思っている人もいる。「尊重する」はそこまで書いているわけではなく、尊重し、市で意思決定するということである。地方自治法でも市長の専権事項として縛ることができないことがあったと思う。「尊重する」の意味を過不足なく解説で書いた方がよい。特に法令との関係を明記する必要がある。現状は地方自治法の中でこの案をつくっているのだから、そのことを明記するべきである。

○福島委員長

- ・ 第19条第1項は茅ヶ崎市の例を参考に修正し、第3項をよりわかりやすく書く。
- ・ 続いて第33条（実効性の確保）について議論したい。

○中津原副委員長

- ・ 実効性の確保について、原案では2つの内容が書かれている。どのような組織をつくり自治基本条例を運用するのかについてと、見直しについての規定があった。これらは別のテーマなので条を分けた方がよいと考える。実効性の確保については市民や職員との意見交換会で

重要との意見があった。絵に描いた餅とならないようにきちんと書いてほしいという意見であった。重要なので、内容ごとに条文を分けて書いた方がよい。

- ・ 市民からの意見として出されたのが、「自治基本条例には理念条例的な要素があり、個々の条文の中では仕組みや制度の内容には踏み込まず、基本的な方向を示しているだけにとどまっている」ということであった。そこで、そのような理念を具現化するためのことを書くべきである。原案に加え、真の実効性の確保のために制度をつくることを義務づけることを書いている。自治基本条例の内容を具現化するための制度や仕組みの整理、啓発・推進・調査・検討等を含めた運用のための推進委員会の設置、条例の見直し、の3つの内容を規定することを提案する。条例の見直しにあたっては委員会の意見を聴くことを書き、それぞれのことを条立てしている。自治基本条例の実効性の確保の重要性から鑑みて、3条に分けてもよいと思う。言葉等は精査が必要である。原案は異なるテーマが1つの条にまとめられている。資料の【修正案】では3つの条を立てて書いている。
- ・ 「見直し」について原案では「見直しの検討を行う」と書き方が異なるが、言いたいことは同じことである。必ず変えなくてはならないというわけではなくチェックを行うことである。「見直しの検討を行う」という原案の方が正確か。

○福島委員長

- ・ 他市の例を紹介すると、1条で項を設けて書いている自治体や2条に分けて制定している自治体もある。3条で書いているものは見つけられなかった。実効性の確保をより明確にするためにはよいかと思うが、何か意見はあるか。
- ・ 原案の第33条第1項が【修正案】の第34条、第2項が第35条で書かれている。第33条が新設である。

○中津原副委員長

- ・ 原案の第3項は第1項に付随するものであるので、第34条に一本化されている。第33条は他市にはない。第33条がなければ2条になる。

○事務局

- ・ 【修正案】の第33条は原案にはなく、第34条第2項第3号も原案にはなかった。原案では「見直しの検討等」の「等」で読むこともできるかもしれない。

○中津原副委員長

- ・ 条例を手直しするのではなく、自治基本条例で書いていることの推進のために必要な施策、例えばアクションプラン等を立てることなどを意味している。

○事務局

- ・ ここに関しても、これまで市民等から意見が寄せられている。自治会連合会からの意見もあった。実効性の確保のためには見直しが必要という意見もあったが、基本条例として改正が度々あると影響が大きいので改正を前提とすべきではないという両方の意見があった。

○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例の制定が時期尚早であるという意見があったが、運用する中で足りない部分を必要に応じて拡充させることを考えれば、必ずしも時期尚早ではないという意見もあった。

○福島委員長

- ・ 両方の意見を何度も検討したが、条例を育てていくという結論に達している。他市の自治基本条例の多くは見直し規定を設けている。他の政令指定都市では5年で見直すと書いている

例もあったが、さいたま市の場合は市長の任期中に一度は見直しに関わるということで4年としている。

- ・ 第34条と第35条については大きな変更はないが、第33条の規定を設けるか。

○中津原副委員長

- ・ 市民との意見交換会では、自治基本条例は理念が書かれているだけであるという意見もあった。委員会が始まった際に考えた条例のコンセプトは羅針盤としての立場や、これからの活動の手掛りとなることを自治基本条例に書きたいということだった。それらを具体化させるためには、制度や仕組みを拡充しなければならない。市民参加や協働についても、市民活動及び協働の推進条例はあるが、協働については制定された時期も早かったので内容に不十分な部分もある。時代の変化に応じて、拡充できる部分は拡充して行ってほしい。そのような意味から、第33条を設けた。

○中田委員

- ・ 自治基本条例のコンセプトとしては内容の具体的な実現ではなく、条例の制定にあわせ、必要な条例の改定をすることではないか。指針となる条例という位置づけである。

○中津原副委員長

- ・ 条例の内容がここに書いてあることだが、そのことを具現化するために書いている。指針を有効にするために必要な仕組みが必要である。

○中田委員

- ・ 【修正案】第33条にある「この条例の内容の具体的実現のために」の記述がわかりづらい。
- ・ また、第34条の推進委員会の設置に関し、「この条例の運用及び市民自治の推進を図るため」とあるが、「市民自治の推進」はあえて記述する必要はないと思うので「この条例の運用及び推進を図るため」とするのはどうか。

○福島委員長

- ・ 第33条及び第34条の書き方を工夫するということか。

○中田委員

- ・ コンセプトは大切にしなければならない。自治基本条例の制定が他にも影響があることを書きたい。

○中津原副委員長

- ・ この条例に定める指針の実現のために、ということか。

○福島委員長

- ・ 第33条のあり方と、第34条第1項を「この条例の運用と推進を図るため～」とするという意見である。第33条については必要か。

○内田委員

- ・ 第35条にある「この条例の見直しを行わなければなりません」と第33条の「必要な制度及び仕組みの整備」は何が違うのか。

○中津原副委員長

- ・ 第33条は自治基本条例を直すのではなく、自治基本条例の指針を推進するために他の条例や要綱や仕組みを整えることを書いている。自治基本条例そのものではなく、他の制度や仕組みのことである。第35条とは全く異なる。

○内田委員

- ・ 第33条は「この条例の内容の具体的実現のために、必要な条例の制定及び改正」を行うということか。

○福島委員長

- ・ 自治基本条例と整合を図るということである。第35条は自治基本条例そのものを見直すことである。

○中津原副委員長

- ・ それが本当の実効性の確保である。

○堀越委員

- ・ 意見交換会の度の実効性の確保について意見が出ていたので、そのことはしっかり書いた方がよい。第33条は中田委員が述べたとおり、市は自治基本条例が目指すものを実現できるようにするということである。自治基本条例が目指すもの、市民と市がまちづくりや市政に取り組む際の羅針盤として機能するように、必要な条例の改廃等が必要であるという趣旨であれば、賛成である。
- ・ 自治基本条例が制定できたことにより良かったことが他の自治体にはあったのか、という質問があった。これからのまちづくりや市政にとって、大いに市民参加をすることは地域課題を解決するためには重要であると考えます。評価を自らで行うことを明記することは必要である。それは検討委員会の役割である。具体的に書いた方がよい。これまでこのことについて議論したことはなかった。

○中津原副委員長

- ・ これまでの条文の中でそのような話はあった。

○堀越委員

- ・ より丁寧に議論したい。

○中津原副委員長

- ・ 他の諸計画も必要な制度や仕組みに含まれる。例えば、危機管理に関し、地域防災計画等の計画や仕組みが整えられて、自治基本条例の指針が具現化するということである。そのようになっているのであれば問題はないが、足りない部分は計画も充実させていく。自治基本条例に書いたままで終われば絵に描いた餅になってしまう。また、例えば、「市民意見への応答」に関しても自治基本条例では書かれているが、必要があれば市民意見への応答要綱のような仕組みをつくらなければならない。

○福島委員長

- ・ 【修正案】の第33条を実効性の確保として記載するかが論点となる。他市の例を見ると、必ずしも入れていないが、それは第4条（条例の位置付け）で担保できると考えたのかもしれない。

○中津原副委員長

- ・ 第4条をより踏み込んで書いている。第4条では整合を図るということだが、より積極的に内容の実現のために制度、仕組みを整えてほしいということを書いている。

○湯浅委員

- ・ 【修正案】の第33条を、第4条との関連で読むことも考えられるが、第1条の目的条項との関連で読みたい。目的に書かれていることについて責任を持って取り組み、見直すことを書きたい。

○小野田委員

- ・ 第33条が複雑になりすぎているように感じる。第33条は自治基本条例を活かすために、これまでの条例や今後つくられる条例等を自治基本条例に則ってつくられるべきということを書いている。「必要な条例の制定及び改正、改廃を行わなければなりません」とした方がわかりやすい。

○中津原副委員長

- ・ 仕組みは条例に限らない。市政の仕組みは条例以外の仕組みによる部分の方が多い。わかりづらいのであれば「必要な制度又は仕組みの整備」だけでもよい。その中に条例は入る。

○小野田委員

- ・ 自治基本条例が制定されれば、これまでの条例の見直しをしなければならない。自治基本条例と合致しないものは改正することになるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例で書いたことの実現可能性を高めるために、新しい仕組みをどんどんつくって行ってほしいというイメージである。

○内田委員

- ・ 第35条の自治基本条例の見直しに第33条は含まれるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ そうではない。第33条は他の条例等の見直しである。自治基本条例の見直しとは別に他の仕組みを拡充するということである。「取り組みます」と書いているだけでは理念に終わってしまう。その実現性を担保することを書いている。それは他の条例や要項や計画で担保する。

○福島委員長

- ・ 小野田委員の意見は第33条を残すという意見か。

○小野田委員

- ・ 第4条で十分とを感じるが、残すとすればより簡潔にしたほうがよい。

○染谷委員

- ・ 第4条と第33条は全く別に読み取れる。第4条は現行の条例の中での位置付けを書いている。第33条は今後出来てくるものについてである。

○中津原副委員長

- ・ これから進めていくことである。

○内田委員

- ・ より具体的なことを書かなくてはならないのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例では具体的なことを決めることができない。自治基本条例は基本方針としてある。それを受けて、細かい部分は今後進めてほしいということである。

○中田委員

- ・ 第33条はあった方がよいと思う。個人的には、「市は、この条例の制定に合わせ、必要な制度仕組みの整備を行わなければなりません」とシンプルにすればよい。その中には条例も含まれる。

○中津原副委員長

- ・ それでよい。

○福島委員長

- ・ 第33条を残す方向である。よりシンプルとする。

○中津原副委員長

- ・ シンプルにするのであれば、中田委員が今述べたとおり、「市は、この条例の制定に合わせて、必要な制度及び仕組みの整備を行わなければなりません」とすればよい。

○事務局

- ・ それは自治基本条例の制定時にあわせて他の条例等の改正をしなければならない、ということか。

○中津原副委員長

- ・ 合わせるのには時間ではなく、内容に合わせるということである。

○渡邊委員

- ・ 第4条に似てきてしまうように思う。

○中津原副委員長

- ・ 以前、第4条にある条例の位置付けを最後に定めることを提案したことがあったが、位置付けに関しては総則にあった方がよいという意見であったので、具体的な実効性の確保を最後で書いている。重複してしまう部分もあるが、第4条では位置付けを示し、様々な内容が書かれ、最後に担保するという流れである。

○内田委員

- ・ 第35条と第33条は勘違いしていた。

○事務局

- ・ 第4条は整合を図り、市の条例の中で矛盾がないようにすることが趣旨だと思う。第33条は自治基本条例の趣旨に沿った形で、整合を図るというより、他の条例等の拡充を図っていく趣旨でよいか。

○福島委員長

- ・ 「制定に合わせて」に関しては文言整理を行う。
- ・ 第34条は原案をベースに第2項第3号が追記されている。

○中津原副委員長

- ・ その他、委員会の名前を「(仮称)さいたま市市民自治推進委員会」としている。自治基本条例が市民自治の推進を目的としているので、市民自治推進委員会でよいように感じる。市民活動及び協働の推進条例も委員会を設けているが、「市民活動推進委員会」というように委員会の名称に条例が入っていない。

○福島委員長

- ・ 他市の例を見ると、両方ある。川口市では「条例運用推進委員会」となっており、静岡市では「市民自治推進審議会」となっている。

○中津原副委員長

- ・ 条例に基づいて活動することは確かである。

○湯浅委員

- ・ 実効性の確保の観点からは「条例運用委員会」の方がよい。全体の主旨からすると市民自治の推進であるが、実効性の確保に絞れば「条例運用委員会」の方がわかりやすい。

○中津原副委員長

- ・ 「運用委員会」の方が狭くなる。湯浅委員の意見はそちらの方が明確であるということである。

○中田委員

- ・ ここは「条例運用推進委員会」と焦点を絞った方がよい。ただ、より大きく捉えることも考えられる。

○細川委員

- ・ 第34条第2項第3号の「市民自治の推進のために必要な施策」は具体的にどのようなことを指しているのか。

○中津原副委員長

- ・ 解説の3つ目の「○」にある「市による行動計画（アクションプラン）の策定や、運用推進委員会による市民自治に関する白書」等が考えるが、第33条に対する提言も考えられる。
- ・ 第4号は第35条に関するもので、第3号は第33条に関するものである。第1号で周知啓発し、第2号で実績を調査評価し、第3号で提言し、第4号で他の仕組みではなく自治基本条例を見直す必要がある際の見直しの検討を規定している。

○中田委員

- ・ 委員会の名称に関して、市民自治の推進を念頭におくと、「市民自治推進委員会」となり、自治基本条例の運用推進を念頭におくと、「条例運用推進委員会」となる。

○細川委員

- ・ 条例を運用推進することは自治を推進することである。

○中田委員

- ・ どこにフォーカスするかである。実効性の確保を明確にする場合はその点をフォーカスした方がわかりやすい。

○細川委員

- ・ 実効性の確保のために第1号～第4号があるのか。

○高橋委員

- ・ 第34条の冒頭は「市長は、この条例の運用と推進を図るために」となったが、その場合、第34条第2項第3号を「この条例の推進のために」とし、委員会の名称を「運用推進委員会」とした方がフォーカスはしっかりする。

○中津原副委員長

- ・ フォーカスさせた方がよいのであればそれでよい。自治基本条例を推進することが市民自治を推進することになるので、こだわらない。

○福島委員長

- ・ フォーカスを定めたい。第3号を「この条例の運用のために必要な施策の検討」とし、名称は「さいたま市市民自治基本条例運用推進委員会（以下「運用推進委員会」とする。）」とする。第3項も「運用推進委員会」と名称を改める。
- ・ 第35条については何か意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 「見直しを行わなければ～」とするか、「見直しの検討を行わなければ～」とするか。見直しの検討とした方がはっきりする。

○堀越委員

- ・ 確認の意図を出すのであれば「検討」を入れた方がよい。

○福島委員長

- ・ 「見直しの検討」とする。
- ・ 第2項に関しては「運用推進委員会」とする。

○堀越委員

- ・ 第34条第1項は「この条例の運用と推進を図るため」とする。第2項第3号は「この条例の運用と推進のため」でよいか。【考え方・解説】は書き直す必要がある。

○中津原副委員長

- ・ 第34条と第35条については概ね原案と同じ内容だが、第33条は新たに【考え方・解説】を加える必要がある。

○渡邊委員

- ・ 【考え方・解説】を修正する必要があるが、その際の気持ちとして、これまで検討委員会が自治基本条例を考えてきたが、運用推進委員会には検討委員会のメンバーは入らないという気持ちを入れてもよいか。

○中津原副委員長

- ・ それは触れる必要はない。

○渡邊委員

- ・ 新しいメンバーとなる市民がどのように条例を運用、推進していくのかを見たいし、期待したいという気持ちである。

○小野田委員

- ・ 作った以上、今後どのようになるかを見ていきたいという思いの人もいる。

○渡邊委員

- ・ それは、一市民として意見をすることでも可能である。

○小野田委員

- ・ 運用推進委員会に入り、育てていきたい気持ちを持った委員がいるかもしれないので制限することはよくない。

○渡邊委員

- ・ そのことは認めるが、まったく新しい市民が取り組むのもよいと感じる。

○福島委員長

- ・ 第33条については、先ほどの議論も踏まえながら【考え方・解説】を書く。
- ・ 実効性の確保まで議論が終わった。次回は前文や条例名の検討を行いたい。今日の検討は以上である。

3 その他

○事務局

- ・ 次回は11月14日（月）に開催する。会場は第2別館第1会議室を予定している。

4 閉会